平成２１年（フ）第１０６５８号
東京都目黒区大橋１丁目１―11―606
債務者　渡邉　　惇
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６３号
東京都足立区梅島２丁目11―15―301
債務者　瀬戸　　進
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６６号
東京都町田市三輪緑山１丁目23―３―112
債務者　谷津眞樹子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1747―３
ハイム木村
債務者　石井　真弓（旧姓星）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６８号
東京都中野区東中野４丁目27―27―503
債務者　小松　善憲
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６６９号
東京都墨田区石原３丁目１―１―503
債務者　田村　未来
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７１号
神奈川県小田原市飯田岡７―３―302
債務者　吉田　年光
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７２号
千葉県船橋市前原西１丁目16―７―205
債務者　福田真理こと　福田　眞理
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７３号
東京都府中市朝日町３丁目17―５　身体障害者更生施設みずき
債務者　青木　和也
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７６号
東京都町田市東玉川学園１丁目10―35
債務者　前川　育代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７７号
東京都江戸川区東葛西８丁目33―15―303
債務者　中村　光裕
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７８号
東京都江戸川区東葛西８丁目33―15―303
債務者　中村　綾子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６７９号
東京都江戸川区南小岩８丁目３―12―101
債務者　鈴木　絵美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６８９号
埼玉県草加市新里町416―３
債務者　千葉喜代美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６９９号
東京都多摩市鶴牧２丁目20―13―202
債務者　吉田　幸恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部